

愛媛県環境保全型農業推進基本方針の概要

(策定) H 6. 3
(最終改正) H23.11

1 趣旨

環境に配慮をした地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、自然の循環機能を通して、豊かな農作物を生産する農業においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、農業生産全体を環境保全を重視したものに転換していくことが求められているため、「持続農業法」や「有機農業推進法」、「環境保全型農業直接支援対策」等の施策等を推進し、環境保全型農業を実践する農業者の確保・育成に努め、環境と調和した農業の展開を図ることとしている。

本指針は、これらの現状を踏まえ、農業に起因する環境負荷の軽減や二酸化炭素の削減など地球環境の改善に寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定め、その着実な推進に資するものである。

2 本県の環境保全型農業の定義

『農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業』とする。

3 環境保全型農業の推進方策

(1) 基本課題

肥料や農薬による環境負荷の軽減対策を推進するとともに、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指す。

(2) 推進項目

土づくりの強化や化学肥料・農薬の削減技術の開発・普及
地域資源を活用したリサイクルの促進
消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大
環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善
農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進
二酸化炭素の削減等省資源・省エネルギー化の促進

(3) 推進目標及び年次

項目	H12	H17	現状 (H22)	目標指標 (H27)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	9.2	9.0	8.5	6.5
2 化学合成農薬使用量(kg/10a)	10	8.1	7.3	6.5
3 エコファーマー取組面積(ha)	-	319	953	1,200
4 エコえひめ農産物取組面積(ha)	-	810	958	1,080
5 農業用廃プラスチック再生処理率(%)	-	31.9	89.0	100.0

肥料及び農薬使用量の現状は、H21

項目	H12	H19	現状 (H22)	目標指標 (H27)
有機農業取組面積(ha)	-	357	390	475

4 環境保全型農業の推進体制

農業者・農業団体をはじめ、流通・加工・消費関係者等を構成メンバーとする、愛媛県環境保全型農業推進会議を中心に、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を推進。